

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日 時

令和元年5月23日(木)

開会 9時30分

閉会 10時23分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員、  
原田佳子委員

### 4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)

副教育長 宮路正弘、次長(教職員担当)梅村和弘、

次長(学校教育担当)長谷川敦子、次長(育成支援・社会教育担当)森下宏也、

次長(研修担当)吉村元宏

教育総務課 課長 梶屋眞、学校防災推進監 明石須美子、班長 森田潤

教育財務課 課長 奥田文彦、課長補佐兼班長 小西広晃、班長 天野長志

主事 津川章典

教職員課 課長 早川巖、班長 大屋慎一、主幹 藤堂恵生

福利・給与課 課長 中村正之、課長補佐兼班長 青木茂昭

高校教育課 課長 諸岡伸、指導主事 柏端正康

小中学校教育課 課長 大塚千尋、指導主事 谷本博史

保健体育課 課長 嶋田和彦、指導主事 與谷慎穂

社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜、主幹 齋藤清美

博物館 副館長 垣内正光

### 5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第12号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に  
関する規則の一部を改正する規則案 原案可決

議案第13号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償  
及び期末手当に関する条例案 原案可決

議案第14号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関  
する条例の一部を改正する条例案 原案可決

議案第15号 三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案  
部を改正する規則案 原案可決

議案第16号 令和元年度三重県一般会計補正予算(第2号) 原案可決

	について	
議案第 17 号	三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免	原案可決
	について	
議案第 18 号	三重県地方産業教育審議会委員の任免について	原案可決

## 6 報告題件名

- 報告 1 訴えの提起にかかる専決処分について
- 報告 2 平成 31 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会の結果について
- 報告 3 令和元年度第 69 回三重県高等学校総合体育大会の開催について
- 報告 4 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（5 月 9 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名者の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、公開の議案第 12 号を審議し、公開の報告 1 から報告 3 の報告を受けた後、非公開の議案第 13 号から議案第 18 号を審議し、非公開の報告 4 の報告を受ける順番とすることを決定する。

### ・審議事項

#### 議案第 12 号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（中村福利・給与課長説明）

議案第 12 号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和元年 5 月 23 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが規則案の改正案になりますが、まず、その裏の2ページの規則案要綱で説明をさせていただきます。「1 改正理由」 専門職大学を新設すること等を内容とする学校教育法の一部改正に伴い、専門職大学に関する規定の整備を行うということでございまして、3ページの参考資料をご覧くださいと、学校教育法の一部を改正する法律の概要ということで、冒頭の「趣旨・背景」のところ、第4次産業革命の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務ということで、その下の枠の例に書いてあるような観光分野とか農業分野とか情報分野といったところで専門職業人材を養成することを目的にして、この概要に書いてあるように、大学制度の中に位置づけて、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学及び専門職短期大学の制度を設けるとということで、施行期日は平成31年4月1日となっています。こういった形で専門職大学というのが大学制度の中に位置づけられるということでございます。

2ページの「2 改正内容」に戻っていただきまして、学歴免許等の資格の区分を定めた別表第3の学歴免許等資格区分表について、専門職大学の前期課程の修了を、その修業年限に応じて、「短大3卒」又は「短大2卒」として取り扱う改正を行うということでございます。

この学歴免許等の資格の区分というのは、例えば、新規採用で採用されたときの初任給を決定するための基準の中で、大学を卒業しているかとか、短大を卒業しているかとか、学歴免許等に応じて決定するという基準がございまして、そのための基準を定めております。

3ページに戻っていただきまして、学校教育基本法の改正の概要のところの下の方、「3 社会人が学びやすい仕組み」のところ、①の前期・後期の課程区分ということで、専門職大学4年生の課程は、前期2年又は3年及び後期に区分できるということで、この4年間を前期の2年3年という形ができるということになっています。

それに応じて、1ページの規則案を見ていただきますと、基準学歴区分というのが、「2 短大卒」というのがありますが、それがまたさらに、短大3卒と短大2卒と分かれておりますが、短大3卒として見るのが、今回、改正で表の上段で、「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了、3年の前期課程の修了は短大3卒として学歴区分を適用するということ。

それと、短大2卒につきましては、下線部分であるように「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」ということで、それぞれ専門職大学の3年、2年の前期課程の修了については、短大3卒又は短大2卒として学歴区分を適用するという形で給与を決定していくことを定める今回の改正となっております。

施行期日は、交付の日から施行して、この法律と同じように平成31年4月1日から適用するとしております。

**【質疑】**

教育長

議案第12号については、いかがでしょうか。

**【採決】**

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

**・審議事項**

**報告1 訴えの提起にかかる専決処分について (公開)**

(奥田教育財務課長説明)

報告1 訴えの提起にかかる専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり令和元年三重県議会定例会6月定例会議へ報告するので、報告する。令和元年5月23日提出 三重県教育委員会事務局教育財務課長

1ページをご覧ください。県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行いました。

詳細について、2ページ「参考資料1」をご覧ください。三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会では、これまで当該対象者に対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してまいりました。

本件につきましては、平成27年4月から、債権回収会社に債権の回収を委託し、対応してきたところですが、返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、平成30年3月に知事名で最終催告を行いました。

その後、指定した期日までに入金がなかったため、民事訴訟法に基づく支払督促申立手続を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。当該手続は、平成30年10月9日に行いましたが、平成31年2月25日に、相手方から異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時にさかのぼって訴えを提起したと見なされることとなりました。

本件の相手方は、前ページの1ページに記載しましたものであり、専決処分の日は、支払督促を申し立てた日である平成30年10月9日になります。

2ページの「2 今回異議申立があった者に係る滞納金額等について」をご覧ください。滞納状況として、貸与期間と滞納金額を記載しております。

同ページの「3 今後の対応」ですが、県では支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日にさかのぼって専決処分を行ったとして、議会に報告いたします。

今後は、相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲で分納を求めてまいります。

なお、支払督促制度の概要等は、3ページ「参考資料2」に記載しております。

報告は、以上でございます。

## 【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

## ・審議事項

### 報告2 平成31年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について (公開)

(大塚小中学校教育課長説明)

報告2 平成31年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

平成31年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。令和元年5月23日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長

1ページをご覧ください。先月4月25日に開催いたしました「平成31年度第1回三重県教科用図書選定審議会」の概要について報告をいたします。

第3項目の「会長・副会長の選出」のところですが、20名の委員の中から、三重大学教育学部長の鶴原教授に会長を、名張市立箕曲小学の本多校長に副会長をそれぞれお願いいたしました。

第4項目の諮問につきましては、本年度は令和2年度に小学校で使用する教科用図書及び中学校で使用する教科用図書（「特別な教科 道徳」を除く）の採択について諮問をいたしました。

4ページの「【資料1】諮問」をご覧ください。諮問内容につきましては、下記に上げました6項目、教科用図書採択地区協議会規約例、小学校で使用する教科用図書の採択基準、中学校で使用する教科用図書（「特別な教科 道徳」を除く）の採択基準、三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目、三重県教科用図書選定審議会調査員の選任、平成32年度使用教科用図書選定に関する参考資料についての審議でございます。

1ページにお戻りください。第5項目の事務局からの説明につきましては、教科用図書採択制度と教科用図書選定審議会の法的な位置づけなどについて、説明を行いました。

また、小学校学習指導要領の改定について、概要説明を行っております。

次に、第6項目の審議でございますが、まず、(1)教科用図書採択地区協議会規約例についてです。【資料2】の5ページをご覧ください。市町教育委員会が行う採択に当たりましては、いくつかの市町教育委員会を合わせた採択地区ごとに同一の採択を行うことになっております。

三重県では、10の採択地区を設定しておりまして、単独採択地区である津採択地区を除きまして、採択地区内の市町教育委員会は、協議により規約を定めて、採択地区協議会を設けなければならないこととされております。

規約例は、各採択地区が定める規約の例として、県教育委員会が示すものでございまして、この規約例につきましては、国の示した例を参考に作成をして、昨年度の教科用図書選定審議会で決定された規約例から変更点はないということを説明をして

おります。

次に、2つ目の審議事項である審議2につきましては、【資料3】8ページをご覧ください。教科用図書採択地区における小学校で使用する教科用図書の採択基準につきましては、採択に関する事務についての規準を示したものでございまして、本採択基準は、前回平成26年度の小学校用教科書採択に際して作成した採択基準をもとに作成をしております。平成29年3月に学習指導要領が改定されましたことから、4の項目にその旨を反映しております。

3つ目の審議事項である審議3につきましては、【資料4】9ページをご覧ください。教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書（「特別な教科 道徳」を除く）の採択基準につきましては、小学校同様、採択に関する事務についての基準を示したものです。本採択基準は、前回、平成27年度の中学校用教科書採択に際して作成した採択基準をもとにして作成をしております。平成27年3月に学習指導要領が一部改正されたことから、4の項目にその旨を追記しております。

それから、6、7の項目に平成30年度検定において、新たに合格した図書がなかったため、今年度の採択については、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられることから、表記を改めて提案をしております。

4つ目の審議事項、(4)三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目につきましては、【資料5】10ページ、11ページをご覧ください。この調査実施項目につきましては、県の審議会の調査員に調査を行っていただく上での項目をまとめたものでございます。調査員は、この項目に従って調査研究を行うこととなります。

県教育委員会は、審議会の調査研究結果をもとに参考資料を作成いたしまして、それを市町教育委員会及び国立・私立学校の校長に送付することにより助言を行います。そして、市町教育委員会及び国立・私立学校の校長は、参考資料を参考にするほか、独自に調査研究した上で、教科書を採択することになっております。

10ページの小学校の実施項目につきましては、小学校学習指導要領の改定がございましたので、大幅に変更をして提案をしております。

11ページの中学校の調査実施項目につきましては、平成27年度の調査実施項目をもとに作成して提案をしております。

2ページにお戻りいただきまして、審議(5)三重県教科用図書選定審議会調査員の選任についてですが、調査員については、市町等教育委員会及び三重県PTA連合会から推薦された者であること。調査員は、採択事務が終了する8月31日までは非公開となっているということをご説明をし、ご審議をいただいております。

審議の結果、審議1から5につきましては、原案どおりと決定されております。

最後の第7項目の「その他」です。今後の予定として、5月中をめどに調査員による調査研究を行いまして、令和2年度使用の小学校用教科用図書選定に関する参考資料(案)を作成し、6月25日に開催を予定しております「第2回教科用図書選定審議会」におきまして、参考資料についての審議行う予定となっております。

以上、平成31年度第1回三重県教科用図書選定審議会の概要について、ご報告をいたします。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 令和元年度第69回三重県高等学校総合体育大会の開催について (公開)

(嶋田保健体育課長説明)

報告3 令和元年度第69回三重県高等学校総合体育大会の開催について

令和元年度第69回三重県高等学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。令和元年5月23日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

1ページをご覧ください。令和元年度第69回三重県高等学校総合体育大会については、一部の競技は、会場の都合により既に始まっておりますが、令和元年5月31日(金)から6月2日(日)の期間を中心に、36種目に約16,600人の生徒が参加し、県内各地で開催されます。

「10 総合開会式」をご覧ください。総合開会式は、令和元年6月1日(土)午前10時から、ヤマモリ体育館(前桑名市体育館)におきまして、全日制男子・女子及び定通制男子・女子の前年度総合優勝校の代表及び同体育館を試合会場とする空手道競技の役員、選手約100人が参加し開催いたします。

県教育委員会からは、当日、他の業務の関係で教育長に代わりまして森下次長が出席することになりましたので、報告させていただきます。

選手宣誓は、川越高等学校3年生勝村奏太さんと同3年生の加藤小梅さんが行うことになっております。

続きまして、「11 表彰」をご覧ください。7月10日(水)に三重県総合文化センター多目的ホールにおきまして、学校対抗得点方式による総合成績の表彰を行います。全日制男女別、定通性男女別総合優勝校に主催者から持ち回り優勝旗、賞状、優勝杯と優勝盾、全日制は6位まで、定通制は3位までに賞状と優勝盾が授与されます。

記録本部は、稲生高等学校内の県高体連事務局に置き、記録集計、記録発送、問い合わせに対応いたします。各種目会場と日程につきましては、2ページに種目別競技日程を用意いたしましたので、ご覧いただけたらと思います。県高校総体のプログラムもご用意させていただきましたので、同様にご覧いただければと思っています。

今年度のインターハイは、鹿児島県を中心とした南九州ブロック、熊本、宮崎、沖縄を中心に開催をされます。県高校総体では、「感動は無限大 南部九州総体2019」の出場をかけ、高校生等が躍動しますので、よろしければ会場等にもお出向きいただきまして、高校生のはつらつとしたプレーをご覧いただければと思います。

【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第13号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例案 (非公開)

中村福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第14号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案 (非公開)

中村福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第15号 三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案 (非公開)

林社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第16号 令和元年度三重県一般会計補正予算(第2号)について (非公開)

奥田教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第17号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について (非公開)

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第18号 三重県地方産業教育審議会委員の任免について (非公開)

諸岡高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告4 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について (非公開)

榎屋教育総務課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

